

〔決議事項〕 第二号議案 年会費改定の件

公益社団法人会津若松法人会会費規程 第2条第1項 別表1を下記のとおり改定しようとするものです。

記

「別表1」

	資本金等	均等割（月額）	資本金割（月額）	年 額
正 会 員	500万円未満	300円	600円	10,800円
	500万円以上 1,000万円未満	300円	1,300円	19,200円
	1,000万円以上	300円	2,000円	27,600円
	NPO法人、公益法人、協同組合、 学校法人、他	300円	600円	10,800円
	金融機関、農業協同組合	300円	2,000円	27,600円
	管外本店法人の支店・営業所等	300円	600円	10,800円
	系列法人	100円		1,200円
	特 別 会 員	個人事業、個人	300円	600円
管内法人の支店・営業所等		100円		1,200円

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

参 考 「別表1（現行）」

	資本金等	均等割（月額）	資本金割（月額）	年 額
正 会 員	500万円未満	300円	500円	9,600円
	500万円以上 1,000万円未満	300円	1,000円	15,600円
	1,000万円以上	300円	1,500円	21,600円
	NPO法人、公益法人、協同組合、 学校法人、他	300円	500円	9,600円
	金融機関、農業協同組合	300円	1,500円	21,600円
	管外本店法人の支店・営業所等	300円	500円	9,600円
	系列法人	100円		1,200円
	特 別 会 員	管外本店法人の支店・営業所等、個人	300円	500円
管内法人の支店・営業所等		100円		1,200円